

野田市告示第80号

野田市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成18年野田市規則第23号）の施行に関し必要な様式のひな型のうち、次の1の様式を廃止し、及び2の様式を追加し、令和6年4月1日から施行する。

1 廃止する様式

- (1) 野田市指定介護予防支援事業所指定申請書
- (2) 野田市指定介護予防支援事業所指定変更届出書
- (3) 野田市指定介護予防支援事業所指定廃止(休止、再開)届出書
- (4) 野田市指定介護予防支援事業所指定更新申請書

2 追加する様式

- (1) 野田市指定介護予防支援事業所指定更新(却下)通知書

令和6年3月29日

野田市長 鈴木 有

第 年 月 日 号

様

野田市長



野田市指定介護予防支援事業所指定更新(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありました指定介護予防支援事業所については、介護保険法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の規定により、下記のとおり指定更新(却下)することになったので通知します。

記

1 指定更新の内容

申請者	
事業所名称	
所在地	
代表者の氏名	
指定更新年月日	年 月 日
指定更新有効期間満了日	年 月 日
介護保険事業者番号	

2 却下の理由

--

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。